定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年三月十日

兵庫県神戸市中央区海岸通五番地

日本栄船株式会社

代表取締役　大森　茂士

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年三月十日

東京都台東区北上野二丁目一三番八号

三ツ矢林業株式会社

代表取締役　関口　元久

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年三月十日

大阪府堺市西区北条町二丁一九番一八号

株式会社藤木組

代表取締役　藤木　幸生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である**鮫**越亮が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十日

東京都港区芝公園一丁目八番二号芝公園高橋ビル九階

IBS Software Services Private Limited

日本における代表者　**鮫**越　亮

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヴェニュゴパル・サテラジュが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十日

東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティタワーA二八階

スキャンセーフ・サービシズ・エルエルシー

日本における代表者

ヴェニュゴパル・サテラジュ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である比嘉徳和が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

ジェミニ・エーエー・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　比嘉　徳和

限定承認公告

本籍札幌市白石区中央一条七丁目四番、最後の住所札幌市白石区菊水元町一条一丁目二番二五号

被相続人　亡　村本　敏貴

右被相続人は平成二十一年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十日

札幌市白石区北郷二条五丁目四番一一号

限定承認者村本大貴

法定代理人親権者母　村本　由美

限定承認公告

本籍横浜市戸塚区上倉田町三八八番地、最後の住所横浜市戸塚区上倉田町一三七二番地二戸塚ガーデンハウスA棟五〇三号

被相続人　亡　江里　安雄

右被相続人は平成二十一年十一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年二月十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十日

横浜市神奈川区鶴屋町二―二二―三　伊藤ビル八〇三　横浜みなと法律事務所

相続財産管理人江里榮子

代理人弁護士　小柳　茂秀

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市金沢区六浦南三丁目一三九七番地六八、最後の住所千葉県我孫子市本町三丁目五番五―一〇三号

被相続人　亡　渡辺　好明

右被相続人は平成二十一年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十九日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十日

横浜市金沢区六浦南三丁目一七番二号

相続財産管理人　渡辺　勝四

限定承認公告

本籍福岡県福岡市城南区神松寺二丁目一五番、最後の住所福岡県福岡市城南区神松寺二丁目一五番三―一〇二号

被相続人　亡　大原　毅

右被相続人は平成二十一年十月五日死亡し、その相続人は平成二十二年三月四日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十日

大阪府大阪市中央区本町橋六番四―二〇四号

相続財産管理人　大原　憲治

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年四月十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年三月十日

東京都千代田区神田錦町二丁目九番地

日成不動産株式会社

代表取締役　千葉　克二

訂正公告

平成二十二年三月一日（号外第四十一号）掲載の登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告中、登録年月日「平成八年一月三十一日」とあるは「平成八年二月二十二日」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年三月十日

神奈川県横浜市中区末吉町一丁目一八番地

株式会社マリンヨコハマ

代表取締役　徳永　雅弥

取消公告

平成二十二年三月一日（号外第四十一号）掲載の解散公告（第一回）、平成二十二年三月二日（号外第四十二号）掲載の解散公告（第二回）、平成二十二年三月三日（号外第四十三号）掲載の解散公告（第三回）は取消します。

平成二十二年三月十日

東京都新宿区内藤町一番地

財団法人国際文化交流推進協会

代表清算人　野呂　昌彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年二月二十六日目次欄中（印刷誤り）				
二一	二	終りから六	義務等	業務等
平成十五年三月二十四日（号外第六十号）近畿地方整備局告示第三十三号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
八四	一	終りから四～三	セサブ	サセブ
平成二十二年二月二十四日掲載の東京家庭裁判所立川支部に係る平成二十一年（家）第九〇〇九〇号相続財産管理人の選任中（印刷誤り）				
一四	一	終りから一一～一〇	出生の場所東京都南多摩郡三口府南多摩郡三口村橋原1065番地	出生の場所東京都南多摩郡三口府南多摩郡三口村橋原1065番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十日付第四九号一二八（第一七三回）参会索引一

ページ●同日付政府調達第四六号二四ページ●同日付二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）